

## 副業・兼業人材活用事業費補助金 Q & A

### 【副業・兼業人材の要件】

**Q 1** 事業主が求めるスキルとして必要な資格を有していれば、5年程度の職業経験は有していなくてもよいか。

**A 1** 必要な資格を有していても、**5年程度の職業経験を有することが必要**です。

### 【副業・兼業人材の要件】

**Q 2** 事業主を一にするA社及びB社がある。B社の他県事業所で勤務している者を、A社の県内事業所の事業を兼務させる場合、本補助金の対象となるか。

**A 2** 県内外を問わず兼務を認めていないことから、**対象となりません**。

### 【副業・兼業人材の要件】

**Q 3** 県内のA社で勤務している者が、県内のB社（A社とは事業主が異なる全くの別会社）で副業・兼業する場合、本補助金の対象となるか。

**A 3** 副業・兼業人材は県外に居住している必要があるため、**対象となりません**。

### 【事業主の要件】

**Q 4** NPO、社団法人、財団法人は本補助金の対象となるか。

**A 4** **対象となりません**。

### 【補助条件（事業の着手時期）】

**Q 5** 補助金交付申請前に業務委託契約等を締結していた場合、本補助金の対象となるか。

**A 5** 補助金交付要綱に定める**各要件、条件等を満たしていれば対象**となります。ただし、令和5年度以前に、業務委託契約締結、民間人材ビジネス事業者に紹介手数料を支払った場合については対象となりません。

### 【補助条件】

**Q 6** 補助金交付申請時点で県税を滞納しているが、補助金の交付時までには納税する旨誓約することで交付決定を受けられるか。

**A 6** **交付決定することはできません**。

### 【補助対象経費】

**Q 7** コンサルティング経費のみの申請はできるか。

**A 7** **できません**。対象経費は①民間人材ビジネス事業者へ支払う紹介手数料 ②副業・兼業人材が県内の用務地を実際に訪れて業務を行う場合の事業主が負担した交通費及び宿泊費 となります。

#### 【補助金請求】

**Q 8** 補助金請求はいつ行うのか。

**A 8** 事業を完了した日から 30 日を経過した日又は令和 7 年 3 月 15 日のいずれか早い日までです。

事業を完了した日とは、紹介手数料のみを申請した場合は、**事業主から民間人材ビジネス事業者に紹介手数料を支払った日**のことを指し、交通費、宿泊費の申請をした場合は、**副業・兼業人材との業務委託契約等締結期間が終了した日**のことを指します。

#### 【補助金請求】

**Q 9** 補助金請求時に提出する書類の中で、「その他補助金の交付額確定に必要な書類」とあるが、どういったものを提出するのか。

**A 9** 県が交付額を確定する際、補助金交付要綱別表 2 で定める書類のみでは不十分な場合、追加資料を提出していただきます。別途、県から事業主へ提出を依頼します。

#### 【補助金請求】

**Q 10** 支出を確認できる書類を紛失又は未作成の場合支給対象となるのか。

**A 10** 支出が確認できませんので、**理由の如何を問わず当該部分については支給できません。**

#### 【前金払請求】

**Q 11** 補助対象経費が紹介手数料のみの場合、前金払を認めない理由は何か。

**A 11** A 8 に記載のとおり、紹介手数料のみを申請した場合、事業を完了した日は、「**事業主から民間人材ビジネス事業者に紹介手数料を支払った日**」となります。この日をもって補助金請求書（様式第 5 号）及び事業実施報告書（様式第 6 号）の提出期が到来することから、前金払の趣旨にそぐわないため、認めていません。

#### 【前金払請求】

**Q 12** 交通費及び宿泊費の前金払を認めない理由は何か。

**A 12** 交通費及び宿泊費は、県の一般職の職員等の旅費に関する条例（昭和 28 年 3 月 30 日条例第 14 号）に基づき算出した額又は実費のいずれか低い額を補助対象とし、事業を完了した日の実績により判断するため、認めていません。

#### 【その他】

**Q 13** 本補助金は令和 7 年度以降も実施するのか。

**A 13** **未定です。**現段階では、令和 6 年度限りとなっています。